

調達管理番号・案件名
25a00412_ウズベキスタン国産業開発に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2025年8月29日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第2章「特記仕様書案」第1条「調査の背景・経緯」	14行目から15行目に記載のございます「民間外国直接投資の誘致促進に関する追加措置について」に係る大統領令第UP-3594は2025年4月ではなく2005年4月発行のものでよろしいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。以下の通り修正いたします。 「2005 年4月大統領令第 UP-3594 号「民間外国直接投資の誘致促進に関する追加措置について」では、」 なお、外国投資に関する奨励業種に関しては、ウズベキスタン政府及び同国投資委員会が発行する「Investment Guide Uzbekistan」(2025)等も参考にさせていただきます。
2	12	企画競争説明書 第3条 調査実施の留意事項 (4) 経済特区開発について	「サマルカンド経済特区(仮称)の基本計画(コンセプトペーパー)で想定されている内容について具体的にご教示いただきたくお願いします。基本計画にはサイトの規模、インフラ整備の内容、電気・ガス・水等のアクセス等ソフト面だけでなくハード面の計画も想定されているのでしょうか？	サマルカンド経済特区(仮称)の基本計画では、同経済特区の機能やコンセプト、誘致すべき産業案(具体的な候補企業案を含む)等のソフト面の計画を中心にしつつ、具体的なサイト規模や必要なインフラ整備の内容等の検討と、建築パース・地図の作成等を想定しています。但し、詳細な設計図(電気・ガス・水道等を含む)の作成は想定していません。
3	12	第2章「特記仕様書案」第3条「調査実施の留意事項」(4)経済特区開発について	「サマルカンド経済特区の基本計画(コンセプトペーパー)の検討及び当国政府との協議を行う」と記載がございましたが、受注者がどこまでの業務内容を実施すると想定しておりますでしょうか。例えば、意見交換だけを行うレベルなのか、コンセプトペーパーの承認まで対応するのかといった具合でございます。	作成したコンセプトペーパーを基に、ウズベキスタン政府との意見交換を実施し、同政府のニーズを踏まえた内容に更新するところまでを想定しています。このコンセプトペーパーが同政府の計画文書として位置づけられ、本契約の中で同政府の承認を得る必要が生じることは想定していません。
4	13	第2章 第3条(6)日本企業を対象にした対ウズベキスタン向け投資プロモーション	投資プロモーションにおける、政府関係者(要人含む)の招へいに係る経費(旅費(航空賃、日当・宿泊費等))については、本案件の見積に含まれるのでしょうか。	本案件の見積に含まれます。

5	18	第3国研修について	国際旅行手配のような第三国研修の「手配業務」を受注者が実施すべきと想定しているわけではなく、受注者は研修国選定、研修実施に係る第3国の研修先との調整が求められると思いますがよろしいでしょうか。（旅行業法上の登録がなされていない業者は、旅行手配を基本的に受注できないと思われます。そのため受注者による実施が想定されるのは貴機構「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」上の「実施業務」のみであり、旅行業法上懸念となりうる業務は含まれないことを確認したい趣旨です。）	手配業務も本契約の委託業務に含まれ、旅行業法には抵触しない形での手配を想定しております（現地購入等）。
6	18	1. パイロット事業1 3) 第三国研修の実施	本調査はランプサム型契約と理解していますが、第三国研修に係る費用はどこまで見積に盛り込む必要がありますでしょうか？具体的には調査団の渡航関連経費、カウンターパート側の渡航関連費やその他の現地経費、研修会場借上げ等の扱いを教えていただければ幸いです。	調査団の渡航関連経費、カウンターパート側の渡航関連費やその他の現地経費、研修会場借上げ等は、本契約の見積に含まれます。
7	18	第3国研修について	第3国研修実施に伴う当国関係者の旅費、滞在費等は本見積額とは別となるという認識でよろしいでしょうか。	上記6に記載の通り、本契約に含まれます。
8	18	第2章 第4条(4)3)第三国研修の実施	第三国研修の実施国は、何力国でしょうか。	1か国を想定しております。但し、複数力国での実施を提案いただくことを妨げるものではございません。
9	18	第2章 第4条(4)3)第三国研修の実施	研修見積もりを作成するにあたり、研修に参加する政府関係者の等級等にかかる目安があれば御教示願います。	等級は「一般」を中心に検討しておりますが、一部(1～2人)には「準高級」が含まれる可能性がございます。
10	19	2. パイロット事業2:日本企業に対する投資プロモーションイベント	上記と同様に、本邦でのイベントを行うに当たって、見積に盛り込むべき内容をご教示下さい。基本的には都内の貸会議室やインタビュー等に係る経費と理解していますが、カウンターパート側の渡航関連費等は含まれないという理解で宜しいでしょうか？	質問項目4と同様

11	23	第3章1. (1)1)類似業務の経験	「特に経済特区開発を含めたウズベキスタンへの投資プロモーション」とありますが、本件調査は「周辺国と比較して比較優位がある観点からの関連からも検討を行なう」(P15)とあるように、周辺地域及び先行する他国の事例や知見などを含めた包括的な調査、分析が求められると理解します。 類似業務として、特定業務を限定することは競争入札の公平性から違和感があります。評価対象とする業務を「産業振興・投資促進に係る類似調査業務」としていただけないでしょうか。	仕様書では「産業振興・投資促進にかかる類似調査業務(特に経済特区開発含めたウズベキスタンへの投資プロモーション)」としています。右のとおり、特にウズベキスタンでの類似業務は特に評価するものの、その他の国・地域での「産業振興・投資促進にかかる類似調査業務」も評価の対象となります。
12	24	第3章1. (3)2)業務主任者の①対象国及び類似地域	本件調査では、地政学に中央アジア域内の重要な位置づけにあるウズベキスタン国の経済成長にむけた日本の協力策の検討が求められていると理解しております。従って、業務主任者には、こうした対象国と周辺地域との関係性を理解した上での業務遂行が求められれると理解します。 上述の質問とも関連しますが、こうした背景を踏まえると業務主任者に求める類似地域性をウズベキスタンに特定することで業務経験が著しく限定され、競争性を阻害する懸念があります。近隣国を含むウズベキスタン以外の国での類似業務経験は評価されないのでしょうか。	「①対象国及び類似地域」に関し、「ウズベキスタン国及び周辺国(中央アジア4カ国を想定:カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン)」に変更します。
13	25	第3章「プロポーザル作成に係る留意事項」2.業務実施上の条件(5)対象国の便宜供与	カウンターパートの配置はされないと記載がございますが、特に本件業務との関わりが強いと思われる投資産業貿易省から本件業務への協力は得られる状況でしょうか	本調査の企画にあたっては同省との協議を実施済。同省から本調査への期待も高く、調査実施にあたっては同省から協力を得られる状況です。
14	26	セミナーの実施について	セミナー実施について、例にある通り対面開催を提案する場合、仕様書にある通り別提案・別見積として計上できる費目をご教示ください。	ここでの「セミナー実施」は、「日本企業に対する投資プロモーションの実施」に関してと理解した上で回答します。 「日本企業に対する投資プロモーション」の実施方法は提案の範疇であり、必要な経費費目は同提案次第です。同見積には、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の20頁以降(「(3)セミナー等実施関連費」)を参照の上、提案の実施に必要な経費費目を含めてください。

以上